

**令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託
提案審査随意契約(プロポーザル)方式による受託候補者募集要領**

1 目的

本要領は、令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託(以下「本業務」という。)を受託する事業者を、公募型の提案審査随意契約方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託

3 募集業務

(1) 業務内容

別紙「令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(2) 契約形態

審査により選定された事業者との間で委託契約を締結する。

(3) 提案上限額

21,833,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

- ・ 上記のうち仕様書 4(1)「データ連携基盤サービス提供業務」については 6,583,000 円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする
- ・ 上記のうち仕様書 4(3)「サービス開発支援プログラム運営業務」については 7,000,000 円(消費税および地方消費税を含む)を支援先への支援費とすることとし、受託者にかかる開発支援プログラムの運営費等を含めることはできない。

4 委託期間

契約締結日から令和9年 3 月 31 日まで

5 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要がある。

(1) 仙台市一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者または次のア～ウをすべて満たす者。

ア 地方自治法施行令 167 条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

イ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成 20 年 10 月 31 日市長決裁)別表に掲げる要件に該当しないこと。

ウ 仙台市税の滞納がないこと。または、現在の主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)の滞納がないこと。

(2) 仙台市の有資格業者に対する指名停止要綱(昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁)第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。

- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始前の申立中または更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

6 参加資格の喪失

本プロポーザルに参加表明した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出した書類等に虚偽の記載をし、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本プロポーザルの期間中に、本要領5に掲げる要件に該当しなくなったとき。

7 スケジュール

契約締結までのスケジュールは以下のとおり。

内容	日程・期限等
募集開始(公告)	令和 8 年 3 月 5 日(木)
質問受付期限	令和 8 年 3 月 10 日(火)17 時必着 (電子メールでのみ受付)
質問回答日	令和 8 年 3 月 12 日(木)まで (本市ホームページ掲載)
参加表明書の提出期限	令和 8 年 3 月 16 日(月)17 時必着 (電子メールでのみ受付)
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 3 月 19 日(木)17 時必着 (電子メールでのみ受付)
プレゼンテーション実施通知	令和 8 年 3 月 23 日(月) (電子メール施行)
プレゼンテーション及び質疑応答	令和 8 年 3 月 26 日(木)午後 (詳細は上記実施通知に記載)
特定及び非特定結果通知	令和 8 年 3 月下旬
契約締結・業務開始	令和 8 年 4 月上旬予定

8 質問の受付及び回答

本業務等について質問がある場合は、以下のとおり質問票を提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 3 月 10 日(火)17 時必着

(2) 質問方法

所定の質問票(様式第1号)に質問事項を記入のうえ、電子メールにて本要領 15 に記載の担当課のメールアドレス宛てに提出すること。受付期間内であれば質問回数に上限は設けない。なお、電子メールの件名は以下の通りとすること。

- ・【質問者名】R8 データ連携基盤提供業務に関する質問

(3) 回答方法

令和 8 年 3 月 12 日(木)までに本市ホームページ上(本書を公開しているページ)に掲載する。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日(月)17 時必着

(2) 提出方法

所定の参加表明書(様式第2号)に必要事項を記入のうえ、電子メールにて本要領 15 に記載の担当課のメールアドレス宛てに提出すること。なお、電子メールの件名は以下の通りとすること。

- ・ 【提案者名】R8 データ連携基盤提供業務プロポーザル参加表明

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和 8 年 3 月 19 日(木)17 時必着

(2) 提出方法

下記(3)提出書類を添付し、電子メールにて本要領 15 に記載の担当課のメールアドレス宛てに提出すること。電子メールへの添付ファイル容量が大きく1通で送信することができない場合、複数の電子メールに分割して送付すること。なお、電子メールの件名は以下の通りとすること。

- ・ 【提案者名】R8 データ連携基盤提供業務・企画提案書の提出

(3) 提出書類

内容	提出時ファイル名
企画提案書等提出書(様式第3号)	01_提案者名_企画提案書等提出書
企画提案書・正本	02_提案者名_企画提案書正本
企画提案書・副本 ※ 提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないもの	03_提案者名_企画提案書副本
経費見積書・正本	04_提案者名_経費見積書正本
経費見積書・副本 ※ 提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないもの	05_提案者名_経費見積書副本
提案者の概要が分かる資料(会社案内等)	06_提案者名_団体概要
暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)	07_提案者名_誓約書
履歴事項全部証明書(商業・法人登記簿謄本)の写し	08_提案者名_団体証明書写し
仙台市税の滞納がないことの証明書(又は主たる事業所所在地の市町村税の納税証明書)の写し	09_提案者名_市税関連書類
(共同事業体の場合のみ)共同事業体結成に係る届出書(様式第5号)	10_提案者名_共同事業体届出

(4) 企画提案書の作成方法等

ア 一般的な留意事項

- 提案内容について、二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- 企画提案書に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- 企画提案書の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

イ 企画提案書の作成方法

- A4判横長で様式自由とし、15 ページ以内(表紙・目次を除く。)で作成すること。
- 目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- 難解な語句等に注釈や解説を加え、イメージ図やイラスト等を用いて、専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。

ウ 企画提案書の記載事項

企画提案書には、次に掲げる事項を記載すること。共同事業体による提案の場合は、役割分担を明記すること。

① 業務の実施方針

- データ連携基盤・オープンデータの利活用に関する運用方針
- 提案実施の背景(社会的・行政的課題との関連性)、提案実施において期待される効果

② 本業務に類似する過去の実績

③ 仕様書4(1)「データ連携基盤サービス提供業務」の内容

- データ連携基盤のシステム構成・機能・特徴
- 外部データ連携・保守体制の内容

④ 仕様書4(2)「研修プログラム提供業務」の内容

- 研修プログラムの目的・実施内容・目標とする効果
- 研修実施場所候補・スケジュール想定・参加者募集時の工夫等

⑤ 仕様書4(3)「サービス開発支援プログラム運営業務」の内容

- サービス開発支援プログラムを実施する上での企画内容
- 研修プログラムとの連携

⑥ 仕様書 4(4)「技術支援業務」の内容

- プラットフォーム運用管理の伴走支援実施方針

⑦ 業務全体のスケジュールと実施体制図

(5) 経費見積書の作成方法等

ア 一般的な留意事項

- 仕様の内容で業務を行う前提で見積もること(消費税及び地方消費税を含む)。
- A4 判で様式は自由とする。

イ 経費見積書の記載事項

- 経費の総額を示すとともに、仕様書 4(1)～(4)の業務内容ごとに費用の内訳を記載する。
- 仕様書 4(1)については、基盤構築費用と運用保守費用を分けて記載する。運用保守費用については期間あたりの単価(月額・年額等)も記載する。

11 企画提案書等の審査及び特定

(1) 審査及び特定方法

- 審査は、本プロポーザルに係る審査委員会において、原則、企画提案書等に基づく提案者から提出された企画提案書等に基づく提案者からのプレゼンテーションを踏まえて行う。審査委員会は、下記(3)評価基準に基づき評価し、各審査委員の採点結果の合計が、最も高い評価点となる提案をした1者を受託候補者として特定する。最も高い評価点となる者が2者以上あるときは、評価基準の以下の項目の合計点が高い事業者を上位とする。
 - ・ 第一優先項目 8 経費見積書の内容
 - ・ 第二優先項目 3 データ連携基盤サービス提供業務上記項目の評価点に差がない場合、審査員の協議により総合的に評価し決定する。
- 合計点が満点の6割未満の場合は受託候補者として特定しない。
- 提案者が多数の場合は、企画提案書等による書類選考を実施し、下記(3)評価基準の項目による審査により、プレゼンテーション対象となる提案者の選考を行う場合がある。書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール等により通知する。
- 応募提案者が1者のみの場合は、上記と同様に書類選考により受託候補者の特定を実施したうえでプレゼンテーション実施について協議を行う場合がある。協議の結果、プレゼンテーションを実施しないと判断された場合については、電子メール等により通知する。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時

令和8年3月26日(木)午後

イ 実施場所

本要領 15 に記載の担当課の住所

ウ 実施内容

- ・ 提案者による企画提案書の内容に基づく説明(15分)
- ・ 審査委員との質疑応答(10分)

エ 留意事項

- ・ 各提案者の開始時間等の詳細については、令和8年3月23日(月)までに電子メールで通知する。
- ・ 提案者の出席は2名以内とし、うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。
- ・ 提案者がプレゼンテーションで使用できる資料は企画提案書(副本)・経費見積書(副本)のみとし、それ以外の資料等の使用は認めない。

- ・ 審査委員は企画提案書等を持参するが、提案者は、画面投影をして説明することができる。投影に必要なパソコンは提案者が準備することとし、モニター及びケーブル(HDMI)は本市で準備する。

(3) 評価基準

	評価項目	評価のポイント	配点	
1	業務の実施方針	本業務の目的や背景・必要性を理解しているか	10	20
		実施方針は目的に対して効果的か	10	
2	類似の過去実績	データ連携基盤の構築運用実績、データ利活用に関する研修プログラム実績を有しているか	10	
3	データ連携基盤サービス提供業務	提案内容が具体的であり、実現可能な内容か	10	30
		機能の拡張・縮小が可能な構成となっているか	10	
		保守やセキュリティに留意したシステムとなっているか	10	
4	研修プログラム提供業務	研修プログラムの内容が本事業の目的に適合したものになっているか	10	30
		研修プログラムの内容が効果的な提案となっているか	10	
		研修プログラムの開催概要が具体的かつ現実的な提案となっているか	10	
5	サービス開発支援プログラム運営業務	研修プログラムとの連携が図られており、サービス創出を促進するために効果的な提案となっているか	30	
6	技術支援業務	プラットフォーム運用における伴走支援の内容が効果的な提案となっているか	30	
7	スケジュール・実施体制図	事業全体のスケジュールが円滑に実施可能なものであり、事業実施に必要な実施体制が取られているか	10	
8	経費見積書の内容	業務内容に対して積算根拠の整合性が取れており、妥当であるか	10	30
		データ連携基盤構築後の運用保守費用は安価に抑えられているか	20	
9	本社所在地	仙台市内に本店、支店または事業所を有しているか	10	
合計			200	

(4) 特定及び非特定結果について

- 特定及び非特定結果は、全提案者に電子メールにより通知する。
- 特定されなかった者は、特定されなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して、7日以内(土日祝日を除く。)に、書面により、本市に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 本市は、非特定理由についての説明を求められたときは、その翌日から起算して10日以内(土日祝日を除く。)に書面により回答する。

12 業務委託契約

- 受託候補者と協議を行い、仙台市契約規則に基づいて契約する。なお、その者との契約が成立しない場合には、次順位の者と協議を行う。
- 業務委託契約の締結にあたっては、特定された提案をそのまま実施することを予め約束するものではなく、委託内容及び契約金額について、本市の求めに応じ協議のうえ、提案上限額の範囲内で変更する場合がある。
- 本公募は令和 7 年度補正予算および令和 7 年度新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)に基づいて行うものであり、交付額等に応じて、事業内容の変更及び予算額の減額の可能性がある。

13 添付資料

- ① 提案審査随意契約(プロポーザル)方式による受託候補者募集要領
- ② 質問票(様式第1号)
- ③ 参加表明書(様式第2号)
- ④ 企画提案書等提出書(様式第3号)
- ⑤ 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)
- ⑥ 共同事業体結成に係る届出書(様式第5号)
- ⑦ 辞退届(様式第6号)
- ⑧ 令和 8 年度仙台市データ連携基盤サービス提供業務委託仕様書
- ⑨ 個人情報等の取り扱いに関する特記事項仕様書
- ⑩ 行政情報の取扱いに関する特記仕様書
- ⑪ 連携データ概要及びデータ定義書

14 その他

- 提出された書類等は返却せず、本市の責任において処分する。
- 提出された書類等は受託候補者の特定のみで使用し、本市において無断でそれ以外の用途には使用しない。
- 提出された書類等は、審査及び説明のため写しを作成し使用できるものとする。
- 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は不可とする。
- 提案者が本プロポーザルの参加に要した費用は、すべて提案者の負担とする。

15 担当課

仙台市まちづくり政策局デジタル戦略推進部まちのデジタル推進課

住所:〒980-0802 仙台市青葉区二日町 12-26 二日町第三仮庁舎(カメイ勾当台ビル)3階

電子メール:mac001735@city.sendai.jp

電話:022-214-1248